

[事案 19-5] 契約転換無効確認請求

- ・平成 19 年 5 月 15 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 6 月 12 日 裁定終了

< 事案の概要 >

2 回にわたり契約転換をしたが、契約内容について説明がなかったとして元の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 4 年に加入した保険契約について、営業担当者から「毎月の保険料と内容は変わらないので、がん特約をつけませんか」という説明で、平成 9 年と 14 年の 2 回にわたり契約を転換した。しかし、契約転換の際に、主契約(終身保険)が 1 回目の転換では 150 万円から 100 万円に、2 回目の転換では 100 万円から 0 円となり、2 回目の転換では特約更新期間が 15 年から 10 年に変更され、および積立金を取り崩されること等について、何の説明がなかった。2 回の契約転換を詐欺により取り消し、平成 4 年加入の元の保険契約に復活してほしい。

また、2 回目の転換の際には、契約者である自分は営業担当者から電話で説明を受けただけで、直接面談をして説明を受けたこともなく、署名も妻がしたものであり、無効である。

< 保険会社の主張 >

営業担当者に募集経緯について確認した結果、下記のとおり契約転換に際して「何の説明もなく変更された」との申立人の主張には首肯できないため、申立人の要求に必ずすることは出来ない。

- (1) 1 回目の契約転換に際しては、申立人本人に設計書を提示しながら、主契約(終身保険)が 150 万円から 100 万円に変更となることも含め説明を行い、面前にて申込書に自署押印していただいた。
- (2) 2 回目の契約転換に際しては、申立人の自宅で申立人の奥様に対し面談のうえ説明した 2 ~ 3 日後に申立人本人に電話連絡し、口頭説明を行った。その際「家内に話をして書いておくよう言っておくから」と言われたため、後日、申立人宅を訪問し書類を渡したところ、奥様から署名押印された申込書類を渡されたため、受理した。当該契約転換の説明は、主に申立人の奥様に対して行われているが、設計書、転換比較表は奥様に渡していること、営業担当者が申立人に電話した際に申立人から質問が出されていることから、申立人も契約転換の内容について理解いただいていると判断している。
- (3) 2 回目の契約転換に際しては、申立書への自署・押印について申立人がせず奥様が行っているが、営業担当者は申立人から「家内に話をして書いておくよう言っておくから」との申し出を受けていることから、配偶者による代筆・代印行為は不適切ではあるが、申立人自身の意思によるものと判断出来る。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等にもとづいて審理を行うとともに、営業担当者から事情聴取を行い審理した結果、下記により、申立人の主張には理由がないと判断し、

生命保険相談所規程第40条により裁定書にその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

- (1) 民法96条における詐欺に関して、保険会社の欺もう行為の存在については、詐欺による取消しを主張する申立人が証明すべきところではあるが、申立人提出の申立書および書面による事情聴取の結果によっても、申立人主張の事実を認定することは困難であり、他に主張を裏付ける証拠はない。他方、営業担当者の事情聴取の結果によっても、上記事実の存在を認定することはできない。

更に、申立人提出の各設計書、あるいは保険会社提出の保険申込書には、保険金額や更新期間等の重要な事実の記載があり、このような文書を交付したうえでこれと異なる欺もう行為を行うことは通常は考えられない。

また保険内容は毎年通知され、これを見れば申立人の主張する契約内容と申立人の転換時に認識していた契約内容との違いは明らかであるのに、最初の転換後10年近くも異議を申し立てていない事実は、申立人の主張をむしろ否定するものであることから、詐欺の事実を認定出来ない。

- (2) 募集者の義務としては必ず面談をするように指導されているものの、これを欠いたとしても直ちに契約自体が無効となるものではない。法律上は代理および署名代行を許容しているのであり、本件では申立人もその妻に署名代行を委ねた事実を認めていることから、この点でも本件各転換契約を無効とすることは出来ない。